

次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年1月10日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

静岡県

2 作業の種類

公共測量（車載写真レーザ（MMS）測量）

3 作業期間

令和5年1月5日から令和5年3月24日まで

4 作業地域

焼津市、藤枝市、島田市、吉田町、牧之原市、川根本町、熱海市、伊東市、東伊豆町、河津町、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町